

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年2月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400109号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400062号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年4月1日から令和3年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年4月から平成31年3月までの標準報酬月額については、26万円を28万円、平成31年4月から令和3年6月までの標準報酬月額については、26万円を30万円とする。

平成29年4月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年4月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年4月1日から令和3年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額について、実際の給与額より低い額で記録されており、事業主は一部の期間について正しい標準報酬月額に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間であるとして、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。

請求期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(26万円)を上回る報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成29年4月から平成31年3月までは28万円、平成31年4月から令和3年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を適正に届け出でなかったとして、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月9日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400110号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400063号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年9月1日から令和3年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から平成31年3月までの標準報酬月額については、22万円を24万円、平成31年4月から令和3年6月までの標準報酬月額については、22万円を26万円とする。

平成28年9月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年9月1日から令和3年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額について、実際の給与額より低い額で記録されており、事業主は一部の期間について正しい標準報酬月額に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間であるとして、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。

請求期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(22万円)を上回る報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成28年9月から平成31年3月までは24万円、平成31年4月から令和3年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を適正に届け出でなかったとして、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月9日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400095号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400060号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年3月17日から同年4月1日まで  
② 昭和58年1月1日から昭和62年12月1日まで

年金記録によると、昭和57年4月1日から昭和58年1月1日まで、A事業所において厚生年金保険に加入した記録となっているが、請求期間①及び請求期間②(1回目の訂正請求における終期は昭和62年11月30日)についても、同社に継続して勤務していたので、両請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしいと北海道厚生局にこれまで2回申し立てたが、いずれも記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録の訂正が認められないとする通知には納得できないので、再度請求する。

## 第3 判断の理由

当初の年金記録の訂正請求については、請求期間①について、請求者が提出したB市営住宅(空き家住宅)入居申込書により、請求者がA事業所に採用された日は、昭和57年3月17日である旨の記載が確認できる。しかしながら、i)当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、雇用保険被保険者記録によると、請求者の当該事業所における雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和57年4月1日であることが確認できる。ii)当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚への照会により、6人から回答を得たものの、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

また、請求期間②について、請求者は、A事業所に継続して勤務していた旨主張している。しかしながら、i)雇用保険被保険者記録及び雇用保険受給資格者証の写しによると、昭和57年12月31日に当該事業所を離職した記録となっており、当該記録は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和58年1月1日)と符合している上、請求者は、昭和58年2月14日に求職の申込を行った後、同年2月21日から同年8月19日までの180日間について、7回にわたり失業の認定を受け、基本手当を受給していることが確認できるほか、その後、請求期間②中の昭和59年6月1日から同年11月30日までの期間について、A事業所とは別の事業所において、短期雇用特例被保険者として雇用保険に加入し、同被保険者期間に係る特例一時金を受給していることが確認できる。ii)厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和58年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②のうち昭和58年1月10日から昭和62年11月30日までの期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。iii)請求者は、当該事業所が厚生

年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者を含む当該事業所の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、社会保険事務所（当時）が、過去に遡って記録した旨主張しているものの、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 58 年 1 月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる 17 人（請求者を含む。）は、いずれも同年同月中に健康保険被保険者証を返納した記録（被保険者証を滅失した 3 人を含む。）が確認できること、当該 17 人のうち、12 人（請求者を含む。）は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者となった記録が確認できること、任意継続被保険者の番号は、任意継続被保険者の資格取得処理順に付番されることから、上記 12 人に係る任意継続被保険者番号の前後の番号の者（A 事業所以外の事業所において資格喪失し、任意継続被保険者資格を取得した者）に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認したところ、いずれも、昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 1 月中であることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 58 年 1 月 10 日）及び請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 58 年 1 月 1 日）について、社会保険事務所が遡って記録したとは考え難い。iv）B 市は、当局の照会に対し、請求期間②のうち昭和 60 年 1 月 1 日から昭和 62 年 11 月 30 日までの期間について、請求者が、国民健康保険の被保険者であった旨の回答をしている。v）当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、当該事業所に係る被保険者原票において、請求者と同日の昭和 58 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚への照会により、6 人から回答を得たところ、このうち 3 人は、昭和 58 年 1 月 1 日以後も継続して勤務していた旨陳述しているが、当該 3 人のいずれの者からも、請求期間②に係る厚生年金保険料が自らの給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られず、このほかに請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に平成 28 年 1 月 29 日付けで、年金記録の訂正はしないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

前回の訂正請求については、請求者が請求期間①及び②当時の事情を知る者として、新たに、当時の同僚一人のほか、当該事業所の関係者であるとする夫婦の名前を挙げていることから、当該同僚及び夫婦に照会を行ったものの、いずれも請求者の入社日及び退職日を記憶していない上、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかったことなどから、既に令和 2 年 1 月 17 日付けで、年金記録の訂正はしないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

一方、請求者は、厚生労働大臣に対し、これまでに 2 回、原処分（北海道厚生局長の決定）の取消しを求めて審査請求を行っているところ、厚生労働大臣は、処分庁における事実の認定及び判断内容については、違法又は不当な点は認められず、原処分は妥当であるとして、いずれも請求者の審査請求を棄却する裁決をしている。

また、請求者は、B 地方裁判所に対し、前回の年金記録の訂正請求に係る不訂正決定の取消しを求める訴えを提起したところ、同地方裁判所は、不訂正決定は適法であるとして、令和 3 年 9 月 14 日付けで、請求者の不訂正決定取消請求を棄却する判決（以下「原判決」という。）をしている。

さらに、請求者は、原判決を不服として、B 高等裁判所に対し、原判決の取消しを求めて控訴したところ、同高等裁判所は、原判決は相当であるとして、令和 4 年 9 月 16 日付けで、請求者の原判決の取消しを求める請求を棄却する判決をしている。

加えて、請求者は、原判決を不服として上告したところ、最高裁判所は、上告をすることができる理由に該当しないとして、令和 5 年 3 月 16 日付けで棄却している。

今回、請求者は、これまでと同様、請求期間①及び②についても当該事業所において継続して厚生年金保険の被保険者であったと主張して、3 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、これまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400102号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400061号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和22年3月4日から昭和23年7月13日まで

A社B支店に勤務していた期間の途中である請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、同保険の被保険者期間として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社B支店は、昭和48年8月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当該事業所を承継したC社は、当時の資料が残っていないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、いずれも不明と回答している。

また、請求者は、当該事業所から支給されていた給与について、請求者の父が受け取っており、自身は給与の明細書を見ていないことから、給与額及び厚生年金保険料が控除されていたか否かは知らなかったと述べており、請求期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、請求者が当該事業所における上司及び同僚として名前を挙げた5人は、いずれも生存及び所在が確認できないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間の始期頃である昭和22年3月4日から同年5月31日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた29人に照会し、13人から回答を得たものの、請求者を記憶している者はおらず、いずれの者からも、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。